

パブリック・コメント制度による

「富士市パートナーシップの宣誓の取扱いに 関する要綱（案）」に対する意見募集について

- 意見募集期間 令和2年10月15日（木）～令和2年11月16日（月）
- 意見の提出方法 直接の場合 富士市役所3階 多文化・男女共同参画課へ
郵送の場合 〒417-8601
富士市永田町1丁目100番地
富士市市民部多文化・男女共同参画課あて
FAXの場合 0545-55-2864
Eメールの場合 si-danjo@div.city.fuji.shizuoka.jp
市ウェブサイト パブリック・コメントコーナーから専用フォームへ
- 意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「富士市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和2年10月

富士市 市民部 多文化・男女共同参画課

富士市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）

1 制度の社会背景及び制定目的

民法では同性婚は認められないため、平成27年に東京都渋谷区と世田谷区で、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える同性のカップルに対し、区がその関係を認めるパートナーシップ制度を導入しました。その後、対象を拡大するなど内容を変えながら、他の自治体でも同制度の導入が進み、令和2年4月1日現在、全国で47の自治体で導入されています。

本市においても、セクシュアル・マイノリティの人権尊重の概念を加える富士市男女共同参画条例の改正を進めていることから、条例の趣旨に基づき、誰もがその人権を尊重され、多様な性や生き方を認め合いながら、自分らしく生きることができる社会の実現に寄与するため、富士市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を制定するものです。

2 制度概要

本市の制度における「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した2者間の関係と定義します。

「パートナーシップの宣誓制度」とは、パートナーシップの関係にあることを2人が市長に対して宣誓し、市が宣誓書を受領したことを公的に証明する制度で、法律婚では救われない生きづらさを抱えるマイノリティを支援するため、セクシュアル・マイノリティに限定せず、事実婚のカップルも対象とします。

パートナーシップ宣誓制度は法律上の権利関係を構成するものではないため、法定相続人になれない、税制上の配偶者控除が受けられないなど、法律婚の権利は認められませんが、同制度により宣誓することで次のようなサービスの例があります。

（先行導入自治体では）

- ・同性カップルの公営住宅への入居申込みが可能となる。
- ・公立病院で家族と同様の扱いが受けられる。 など

（民間企業では）

- ・保険金の受け取りが可能となる。（同性パートナーを認めていない保険会社もある。）
- ・携帯電話の割引サービスの適用を認める会社がある。 など

3 制定内容

(1) 第1条 趣旨

富士市男女共同参画条例の趣旨に基づいて、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定める旨を規定します。

(2) 第2条 定義

パートナーシップと宣誓の定義について定めます。

(3) 第3条 宣誓の要件

宣誓の要件は、次の①～⑤の通りと定めます。

- ① 両当事者がともに成年に達していること。
- ② 少なくともどちらか1人が富士市民であること。(法律婚でも、仕事や学校、親の介護などの事情により一時的に離れてくらしている夫婦がいるため、少なくともどちらか1人が市内在住であれば、宣誓できるものとします。)
- ③ 配偶者がいないこと。
- ④ 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと。
- ⑤ 宣誓者同士が近親者でないこと。(民法第734条から第736条までの規定に該当しないこと。)ただし、パートナーシップの関係にある者たちは、相続等の観点から養子縁組をしているケースも多く存在するため、宣誓者同士が養子縁組をしている、又はしていた場合は、宣誓することができるものとします。

(4) 第4条 宣誓の方法

宣誓をしようとする者は、次に記載する必要なものを持参し、二人揃って職員の面前で宣誓書に自署して行う旨、自署することができない人は代筆させることができる旨を定めます。

●宣誓に必要なもの

- ・住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し。(住所確認のため)
- ・戸籍抄本(日本国籍を有してしない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類)(婚姻していないことの確認のため)。
- ・官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの等。(本人確認のため)

(5) 第5条 通称名の使用

戸籍上の氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものがある場合、宣誓にあたり通称名を使用できる旨を定めます。

(6) 第6条 宣誓書受領証等の交付

宣誓をした者に、パートナーシップ宣誓書受領証(第2号様式)と携帯用のカードサイズのパートナーシップ宣誓書受領カード(第3号様式)を交付する旨を定めています。

(7) 第7条 宣誓書受領証等の再交付

宣誓書受領証等の紛失、毀損、汚損等による再交付ができる旨を定めています。

(8) 第8条 宣誓書受領証等の記載事項の変更

交付を受けた者が、宣誓書受領証等に記載された氏名に変更が生じた場合の変更の届出について定めています。

(9) 第9条 宣誓書受領証等の返還

パートナーシップの解消、双方が共に市内に住所を有しなくなったときなど、返還しなければならないケースについて定めています。

(10) 第10条 宣誓書記載内容証明書の交付

宣誓書受領証等に通称名のみ記載の宣誓者が、提示先から、戸籍上の氏名表記を求められたときなどに、戸籍上の氏名と通称名の両方が記載された宣誓書記載内容証明書の交付を受けることができる旨を定めています。

(11) 第12条 市民及び事業者への周知及び啓発

当該制度の目的が達成されるように、市が周知及び啓発活動に努める旨を記載しています。

4 施行期日

令和3年4月1日施行予定

5 意見募集について

誰もがその人権を尊重され、多様な性や生き方を認め合いながら、自分らしく生きる社会の実現のために、「富士市パートナーシップ宣誓制度（案）」に対して御意見、御提案をお寄せください。

富士市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和 年 月 日
(告 示 第 号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士市男女共同参画条例(平成16年富士市条例第13号)の趣旨に基づき、誰もがその人権を尊重され、多様な性や生き方を認め合いながら、自分らしく生きることができる社会の実現に寄与するため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した2者の間の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いにパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップにある双方又はいずれか一方が市内に住所を有していること。
- (3) 現に婚姻をしておらず、かつ、パートナーシップにある相手方以外の者と宣誓をしていないこと。
- (4) パートナーシップにある者同士が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係(養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、その双方が職員の面前でそれぞれ自署したパートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の宣誓書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍抄本(日本国籍を有してしない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

3 市長は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自署することができないと認めるときは、これを代筆させることができる。

4 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めることができる。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 在留カード

(4) 官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓書に通称名（戸籍上の氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。）を使用することができる。

2 前項の規定により宣誓をしようとする者が通称名を使用する場合は、市長は、前条第4項各号に掲げる書類のほか、日常的に当該通称名を使用していることが客観的に分かる書類の提示を求めることができる。

(宣誓書受領証等の交付)

第6条 市長は、宣誓をした者の双方が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、次に掲げる書類（以下「宣誓書受領証等」という。）を交付する。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）

(2) パートナーシップ宣誓書受領カード（第3号様式）

(宣誓書受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該宣誓書受領証等の紛失、毀損、汚損等により再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、宣誓書受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により宣誓書受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該宣誓書受領証等を添えなければならない。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出があったときは、宣誓書受領証等を再交付する。

(宣誓書受領証等の記載事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書受領証等に記載された氏名に変更が生じたときは、パートナーシップ宣

誓書受領証等変更届出書（第5号様式。以下「変更届出書」という。）に宣誓書受領証等及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該宣誓書受領証等の提出を要しない。

- (1) 戸籍上の氏名を変更した場合にあっては、戸籍抄本
- (2) 前号に掲げる以外の場合にあっては、市長が必要であると認める書類

2 市長は、前項の規定により変更届出書の提出があったときは、変更後の宣誓書受領証等を交付する。

（宣誓書受領証等の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（第6号様式。以下「返還届出書」という。）を添えて宣誓書受領証等を市長に返還しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届出書の提出をもって宣誓書受領証等を返還したものとみなす。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 一方又は双方が第3条第3号又は第4号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 一方が死亡したとき。
- (5) 虚偽その他不正な手段により宣誓書受領証等の交付を受けたことが判明したとき。
- (6) 宣誓書受領証等を不正に利用し、又は改変したと市長が認めるとき。

（宣誓書記載内容証明書の交付）

第10条 宣誓者は、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書（第7号様式）を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書（第8号様式。以下「内容証明書」という。）の交付を受けることができる。

（準用）

第11条 第4条第4項の規定は、第6条の規定により宣誓書受領証等の交付を受ける場合、第7条第2項の規定により宣誓書受領証等の再交付を受ける場合、第8条第2項の規定により変更後の宣誓書受領証等の交付を受ける場合、第9条の規定により宣誓書受領証等を返還する場合及び前条の規定により内容証明書の交付を受ける場合について準用する。

（市民及び事業者への周知及び啓発）

第12条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づくパートナーシップの宣誓制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応をとるこ

とができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓書

年 月 日

（宛先）富士市長

私たちは、富士市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係であることを宣言し、ここに誓います。

戸籍上の氏名 又は通称名	フリガナ	フリガナ
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		

代筆者	住所		
	氏名		

(裏面)

確認欄

私たちは、次の記載事項の内容が事実と相違ないこと及び富士市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定を遵守することを確認します。

戸籍上の氏名 ※外国籍の人の場合は それに準ずるもの		
通称名		
通称名を使用する場合 の宣誓書受領証等への 戸籍上の氏名の併記	<input type="checkbox"/> 併記する <input type="checkbox"/> 併記しない	<input type="checkbox"/> 併記する <input type="checkbox"/> 併記しない
確認事項 (該当する項目の□に ✓を付してください。)	<input type="checkbox"/> 成年に達している	<input type="checkbox"/> 成年に達している
	<input type="checkbox"/> 市内に在住している	<input type="checkbox"/> 市内に在住している
	<input type="checkbox"/> 現に配偶者又はパートナーシ ップにある者がいない	<input type="checkbox"/> 現に配偶者又はパートナ ーシップにある者がいない
	<input type="checkbox"/> お互い近親者ではない(宣誓者 同士が養子縁組をしている又 はしていた場合を除く。)	<input type="checkbox"/> お互い近親者ではない(宣誓者 同士が養子縁組をしている又 はしていた場合を除く。)
	<input type="checkbox"/> 利用できる市のサービス担当 課から、宣誓の有無について問 い合わせがあった場合、情報提 供することについて同意する。	<input type="checkbox"/> 利用できる市のサービス担当 課から、宣誓の有無について問 い合わせがあった場合、情報提 供することについて同意する。
	<input type="checkbox"/> 宣誓の要件を確認するに当た り、市長が住民基本台帳の調査 を行うことについて同意する。	<input type="checkbox"/> 宣誓の要件を確認するに当た り、市長が住民基本台帳の調査 を行うことについて同意する。

(注) 近親者とは、直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。

パートナーシップ宣誓書受領証

宣誓日

年 月 日

氏名

氏名

生年月日

年 月 日生

生年月日

年 月 日生

富士市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、両者は、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係であることを、本市において宣誓したことを証します。

年 月 日

富士市長

印

（表面）

パートナーシップ宣誓書受領カード	
年 月 日	
宣誓者	
[本人]	[パートナー]
年 月 日 生	年 月 日 生
年 月 日	富士市長 ㊟

（裏面）

この宣誓書受領カードを提示された方へ
<p>富士市は、一人ひとりが持つ特性の違いや性の多様性を認め合い、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指しています。このカードは、お互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係であることを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。</p>
【特記事項】
発行：富士市 部 課

備考

- 1 大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。
- 2 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日等を記載する。

パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所

届出者 氏 名

電話番号

富士市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の変更を届け出ます。

宣誓書受領証等の氏名	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	
変更の理由	<input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> その他 ()	
宣誓書受領証を添付できない場合は、その理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他 ()	

備考

- 1 変更内容が確認できる書類（戸籍抄本その他市長が必要であると認める書類）を添付すること。
- 2 該当する項目の□に✓を付すこと。

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所

届出者 氏 名

電話番号

富士市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還を届け出ます。

宣誓書受領証等の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	
返還の理由	<input type="checkbox"/> パートナーシップを解消した。 <input type="checkbox"/> 双方が共に市内に住所を有しなくなった。 <input type="checkbox"/> 一方又は双方が要件を満たさなくなった。 （具体的な理由： _____ ） <input type="checkbox"/> 一方が死亡した。 <input type="checkbox"/> その他 （具体的な理由： _____ ）	
宣誓書受領証を添付できない場合は、その理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

備考 該当する項目の□に✓を付すこと。

<p>確認欄</p> <p>私たちは、パートナーシップを解消することについて合意したことを認めます。</p> <p>氏名 _____ 氏名 _____</p>

パートナーシップを解消した場合は、上記確認欄にパートナーシップにあった双方が署名すること。

第7号様式（第10条関係）

パートナーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

富士市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定により、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書の交付を申請します。

宣誓書受領証等の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	

パートナーシップ宣誓書記載内容証明書

宣誓者		
戸籍上の氏名		
通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	

上記のとおり、富士市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓書に記載されている内容について証明します。

年 月 日

富士市長

